国立大学法人東京大学監事職務指針

平成16年6月10日 監事申合せ 改正 令和6年9月26日

第1章 本指針の目的

(目的)

第1条 本指針は、国立大学法人東京大学(以下「法人」という。)における監事の職責と、 それを果たす上での心構えとを明らかにし、併せて、その職責を遂行するための監査体制 のあり方と監査にあたっての行動の指針を定めるものである。

2 監事は、法人の規模、業務内容、経営上のリスクその他法人固有の監査環境にも配慮して本指針に則して行動するものとし、監査の実効性の確保に努めなければならない。

第2章 監事の職責と心構え

(監事の職責)

第2条 監事は、国民の負託を受けた独立の機関として役員及び運営方針委員の職務執行 を監査することにより、法人の健全で持続的な発展を確実なものにし、良質な法人統治体 制を確立する責務を負っている。

2 前項の責務を果たすため、監事は、役員会その他重要な会議への出席、役員及び職員等から受領した報告内容の検証、法人の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、役員又は職員等に対する助言又は勧告等の意見の表明、役員等の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。

(監事の心構え)

第3条 監事は、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の立場で職務を遂行しなければならない。

- 2 監事は、監査品質の向上のため常に自己研鑽に努めなければならない。
- 3 監事は、適正な監査視点の形成のため、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と法人をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。
- 4 監事は、平素より役員、運営方針委員及び職員との意思疎通を図り、情報の収集と監査環境の整備に努めなければならない。
- 5 監事は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、必要に応じて外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。
- 6 監事は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密を第三者に漏洩してはならない。
- 7 監事は、健全で持続的な発展を可能とする良質な法人統治体制の確立と運用のために、 監事監査の環境整備が重要かつ必須であることを、総長を含む役員及び運営方針委員に理 解し認識させるよう努めなければならない。

第3章 常勤監事及び非常勤監事

(常勤監事)

第4条 常勤監事は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び法人内の情報の 収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築状況及び運用状況を日常的に監視し 検証する。

2 常勤監事は、その職務の遂行上知り得た情報を、非常勤監事と共有するよう努めなければならない。

(非常勤監事)

第5条 非常勤監事は、監査体制の中立性及び独立性を一層高めるために法律上その選任

が義務付けられていることを自覚しなければならない。

- 2 非常勤監事は、その独立性と影響力等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、総長及び役員会に対して忌憚のない質問をし、又は意見を述べなければならない。
- 3 非常勤監事も、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を常勤監事と共有することに努めるとともに、常勤監事と協力して監査環境の整備に努めなければならない。

(監査職務を補助する体制)

- 第6条 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務 遂行を補助する体制の確保に努めなければならない。
- 2 前項の体制確保のため、監事は、必要あると認めたときは、役員との協議の機会を持たなければならない。

(監查費用)

- 第7条 監事は、職務遂行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましい。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、法人に償還を請求することができる。
- 2 監査費用の支出にあたっては、監事は、その効率性及び適正性に留意しなければならない。

第4章 業務監査

(役員及び運営方針委員の職務執行の監査)

- 第8条 監事は、役員及び運営方針委員の職務執行を監査する。
- 2 前項の職責を果たすため、監事は、次の職務を行う。
 - (1) 監事は、役員会及び運営方針会議の議決その他における役員及び運営方針委員の意思決定の状況及び役員会の監督義務の履行状況を監視し検証する。
 - (2) 監事は、役員が、内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する。
 - (3) 監事は、役員又は運営方針委員が法人の目的外の行為その他法令もしくは法人の定める規則等に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めたとき、法人に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき、法人の業務に著しく不当な事実を認めたときは、役員又は運営方針委員に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。
 - (4) 監事は、役員又は運営方針委員から法人に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、役員又は運営方針委員に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。
- 3 監事は、前項に定める事項に関し、必要あると認めたときは、総長に対して役員会の招集、又は役員若しくは運営方針委員の行為の差止めを求めなければならない。

(役員会等の意思決定の監査)

- 第9条 監事は、役員会の決議その他において行われる役員の意思決定に関して、善管注 意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければなら ない。
 - (1) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
 - (2) 意思決定過程が合理的であること
 - (3) 意思決定内容が法令又は法人の定める規則等に違反していないこと
 - (4) 意思決定内容が通常の法人経営者として明らかに不合理ではないこと
 - (5) 意思決定が法人の利益を第一に考えてなされていること
- 2 前項に関して必要あると認めたときは、監事は、役員又は運営方針委員に対し助言もしくは勧告をし、又は差止めの請求を行わなければならない。

(内部統制システムの整備状況の監査)

- 第10条 監事は、役員が次の諸事項を含む内部統制システムを法人の規模及び事業内容等に照らして適切に構築し運用しているかを監視し検証しなければならない。
 - (1) 役員、運営方針委員及び職員の職務執行が法令又は規則等に違反しないための法令等遵守体制
 - (2) 法人の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制
 - (3) 財務情報その他法人情報を適正かつ適時に開示するための体制
- 2 監事は、内部統制システムの構築状況及び運用状況についての報告を役員から定期的に求めなければならない。
- 3 監事は、前項に定める報告のほか、内部監査部門等との連係及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証する。
- 4 監事は、内部統制システムに関する監査の結果について、適宜役員会に報告し、必要あると認めたときは、役員に対し内部統制システムの改善を助言又は勧告しなければならない。

(利益相反取引等の監査)

- 第11条 監事は、次の取引等について、役員の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。
 - (1) 利益相反取引
 - (2) 法人がする無償の財産上の利益供与(反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む)
 - (3) 出資先との通例的でない取引
- 2 前項各号に定める取引等について、法人内部門等からの報告又は監事の監査の結果、 役員の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めたときは、監事は、必要な措置を 講じなければならない。
- 3 監事は、第1項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は 規則等に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう 役員に対し助言又は勧告しなければならない。

第5章 会計監査

(会計監査人の独立性の監視等)

- 第12条 監事は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証する。
- 2 監事は、会計監査人の再任の適否について、会計監査人の職務遂行の状況等を考慮し、 毎期検討する。
- 3 監事は、法人が会計監査人と監査契約を締結する場合には、会計監査人に対する監査 報酬及び非監査報酬の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契 約毎に検証する。

(財務報告体制の監査)

- 第13条 監事は、役員が財務諸表の適正な作成及び報告のために、必要かつ適切な財務報告体制を構築し運用しているかを監視し検証しなければならない。
- 2 監事は、法人が財務情報を開示するにあたり、会計監査人のほか担当役員又は職員に対しその重要事項について説明を求めるとともに、開示される情報に重要な誤りがなく、かつ、内容が誤解を生ぜしめるものでないかを検証しなければならない。

(会計方針・会計処理等の監査)

- 第14条 監事は、会計方針、会計処理の方法等が、法人財産の状況、財務諸表等に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。また、必要あると認めたときは、役員に対し助言又は勧告をしなければならない。
- 2 法人が会計方針、会計処理の方法及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、監事は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう役員に求め、その変更の

当否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。 (財務諸表の監査)

- 第15条 監事は、役員から貸借対照表、損益計算書、事業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書及び国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書を受領する。各監事は、これらの書類を監査し、その方法と結果を互いに報告する。
- 2 両監事は、前項の監査結果の報告を受けた後、協議を行い、監事の意見を形成する。 (会計監査人からの報告の監査)
- 第16条 監事は、会計監査人から監査報告書及び監査に関する資料を受領する。各監事は、会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査人の監査報告書の調査を行う。
- 2 前項において、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、監事は、自ら監査を行い、相当でないと認めた旨及び理由並びに自ら行った監査の方法の概要 又は結果を他の監事に報告する。
- 3 両監事は、第1項又は第2項の監事の監査結果の報告を受け、会計監査人の監査の方 法及び結果の相当性について協議する。

第6章 監査の方法等

(監査計画及び業務の分担)

- 第17条 監事は、内部統制システムの整備状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定するものとする。
- 2 監事は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議 又は意見交換を行い、監査計画を作成する。
- 3 両監事は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。
- 4 監事は、監査方針及び監査計画を総長及び役員会に説明する。
- 5 監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。

(役員会への出席・意見陳述)

- 第18条 監事は、役員会に出席し、かつ、必要あると認めたときは、意見を述べなければならない。
- 2 監事は、役員が法人の目的外の行為その他法令もしくは規則等に違反する行為をし、 又はするおそれがあると認めた場合には、これを役員会及び運営方針会議に報告しなけれ ばならない。
- 3 監事は、役員会に前項の報告をするため、必要あると認めたときは、総長に役員会の招集を請求しなければならない。
- 4 監事は、役員会議事録の記載内容を確認する。

(重要な会議等への出席)

- 第19条 監事は、役員会及び運営方針会議のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、各会議体との合意に基づき、経営協議会、教育研究評議会、総長選考・監察会議その他重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めたときは、意見を述べなければならない。
- 2 前項の会議に出席しない場合には、監事は、付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。

(総長との定期的会合)

第20条 監事は、総長と定期的に会合をもち、総長の経営方針を確かめるとともに、法人が対処すべき課題、法人を取り巻くリスクのほか、監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、総長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

(監事監査の環境整備)

第21条 監事は、総長等に対して、次の監事監査の環境整備を含む諸事項について要請

を行い、必要に応じて確認をとるものとする。

- (1) 監事監査の重要性と有用性に対する総長その他の役員の認識及び理解
- (2) 監事の職務遂行を補助する体制の整備に関する事項
- (3) 役員、運営方針委員及び職員が監事に対して報告すべき事項
- (4) 内部監査部門等との連係に関する事項
- (5) 内部統制システムの整備に関する事項
- (6) 自己点検及び評価との連係に関する事項
- (7) その他、監事の円滑な監査活動の保障に関する事項

(役員、運営方針委員及び職員からの報告受領)

- 第22条 監事は、役員及び運営方針委員が法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実 を発見したときには、これを直ちに監事に報告することが自らの義務であることを強く認 識するよう、役員及び運営方針委員に対し求めなければならない。
- 2 前項に定める事項のほか、あらかじめ役員と協議して定めた監事に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監事は、法人内の規則等の制定その他の内部体制の整備を総長に求めなければならない。
- 3 法人の内部通報システムついては、監事は、その情報の受領先に加わるなど、その内部通報システムが有効に機能しているかを監視し検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。

(内部監査部門等との連係)

- 第23条 監事は、法人の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、 内部監査部門等と緊密な連係を保ち、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。 2 監事は、内部監査部門等に対して、内部統制システムにかかわる状況とその監査結果 の報告を求める。
- 3 監事は、必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。

(文書・情報管理の監査)

- 第24条 監事は、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要あると認めたときは、役員又は職員に対しその説明を求め、又は意見を述べなければならない。
- 2 監事は、所定の文書・規則類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要あると認めたときは、役員又は職員に対し説明を求め、又は意見を述べなければならない。

(法人情報開示体制の監査)

- 第25条 監事は、開示される法人情報の透明性と信頼性を確保するために、役員が適切な情報作成及び情報開示の体制を構築し、明確な情報開示基準を制定し運用しているかを 監視し検証しなければならない。
- 2 監事は、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、法人の存続又は健全性に重大な影響のある事項について、役員が情報開示を適時適切な方法により、かつ、十分に行っているかを監視し検証しなければならない。

(役員、運営方針委員及び職員に対する調査等)

- 第26条 監事は、役員、運営方針委員及び職員に対し事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況を調査する。
- 2 監事は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成するうえでの合理的根拠を求めなければならない。

(法人財産の調査)

- 第27条 監事は、重要な法人財産の取得、保有及び処分の状況について調査しなければならない。
- 2 監事は、役員が法人の資産及び負債を適切に管理しているかを調査しなければならない。
- 3 監事は、法人財産の実質価値の把握に努めるよう心掛ける。 (出資先の調査等)
- 第28条 監事は、法人とその出資先及び重要な関連法人(本条において「出資先等」と

- いう。)を含めたグループ(本条において「法人集団」という。)につき、グループ経営の視点を踏まえ、監査職務を遂行する。
- 2 監事は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、出資先等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。
- 3 監事は、出資先等に対して事業の報告請求又は調査を行ったときは、その方法及び結果を監査報告書に記載しなければならない。
- 4 監事は、内部統制システムが法人集団内においても適切に整備されているかに留意して監査職務を遂行するとともに、法人集団全体の監査環境の整備にも努める。
- 5 監事は、出資先等の役員等と緊密な連係を保ち、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。

(会計監査人との連係)

- 第29条 監事は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連係を保ち、積極的に 意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。
- 2 監事は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行わなければならない。
- 3 監事は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。
- 4 会計監査人から役員の職務遂行に関して不正の行為又は法令もしくは規則等に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、審議のうえ、監事は、必要な調査を行い、役員に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。

第7章 監査の報告

(監査内容等の報告・説明)

第30条 監事は、監査活動及び監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、自らの職務遂行の状況や監査の内容を必要に応じて説明することが監事の重要な責務であることを、自覚しなければならない。

(監査調書の作成)

第31条 監事は、監査調書を作成しておかなければならない。当該監査調書には、監事が実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。

(総長及び役員会への報告)

- 第32条 監事は、監査の実施状況とその結果について、定期的に総長及び役員会に報告する。
- 2 監事は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を総長及び役員会に報告し、必要あると認めたときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。

(監事意見書の作成・提出)

- 第33条 両監事は、協議のうえ、正確かつ明瞭に監事意見書を作成しなければならない。 2 監事は、役員から事業報告書その他の書類を受領するにあたり、法定記載事項のほか、 開示すべき事項が適切に記載されているかを確かめ、必要に応じ役員に対し説明を求め、 又は意見を述べなければならない。
- 3 監事は、監事意見書を作成するにあたり、役員及び運営方針委員の法令又は規則等違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、第25条第2項に掲げる事項にも留意のうえ、監事として監事意見書に記載すべき事項があるかを検討する。なお、異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載しなければならない。
- 4 監事は、監事意見書に作成年月日及び常勤の監事にあってはその旨を付し、署名押印しなければならない。
- 5 監事は、前項の監事意見書を総長に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

附則

本指針において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。 また、本指針において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含む ものとする。

附則

この指針は、令和6年10月1日から適用する。